

〔論点 2-1〕 期待運用収益

1. 論点整理の概要と寄せられたコメントの要約

2009 年 1 月に公表した「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）の中では、【論点 2-1】期待運用収益の取扱いが取り上げられていた。今後の議論の方向性として、論点整理では第 41 項において、〔論点 4-1〕の数理計算上の差異の取扱いの論点と併せて、その廃止の検討も考えられるとする一方で、第 42 項では、廃止をしない場合には、国際的な会計基準の考え方を確認しながら、期待運用収益率は長期間に対しての運用収益率として設定することを明示することなど、我が国の期待運用収益率の考え方について整理をすることも考えられるとしていた。

論点整理に寄せられたコメントのうち 8 件がこの論点に言及しているが、期待運用収益の廃止については意見が分かれていた。また、4 件のコメントは、期待運用収益を廃止しない場合には期待運用収益率の設定方法を会計基準で明示すべきとしていた。

2. 国際的な会計基準の取扱いと動向

(1) 国際的な会計基準の取扱い

期待運用収益率に関して、現行の IFRS、米国会計基準及び我が国の会計基準の取扱いを比較した表は、〔参考資料 1〕に掲げている。

(2) 論点整理公表後の国際的な動向

IASB の 2009 年 2 月会議では、アプローチ 1 を前提に、期待運用収益を廃止し、実際運用収益のすべてを「再測定」の構成要素として純利益に含めて認識することが暫定合意されている。

3. 検討事項－我が国の取扱いの見直し

検討事項 1：期待運用収益率について見直しを進めるべきか

(1) 検討

論点整理の記載のように、期待運用収益率の設定方法に関する考え方については、我が国でも国際的な会計基準でも、大きな差異はないと考えられるが、その一方で、運用面においても同じであるか疑問とする指摘がある（論点整理第 35 項）。具体的には、期待運用収益率として、長期間に対しての運用収益率を見積る実務と、短期間に対しての運用収益

率を見積もる実務の双方が存在するのではないかという意見があり、前掲の期待運用収益率の設定方法を会計基準で明示することを求めるコメントは、こうした点の明確化を求めている。

〔参考資料 1〕にもあるように、国際的な会計基準においては、期待運用収益は、「関連する債務の全体の期間にわたる収益（returns over the entire life of the related obligation）に基づく」（IAS 第 19 号第 106 項）ことや、「予測給付債務に含まれる給付に備えるために投資したか、又は投資する予定の資金¹に期待される平均収益率」（SFAS 第 87 号第 45 項）とあるように、退職給付の支払が見込まれるまでの期間（割引率の基礎となる債券等の期間に相当するのではないか。）を想定していると考えられる。

9/18 専門委員会において、この IAS 第 19 号の定めでは、例えば割引率の基礎となる割引期間が 20 年であれば、期待運用収益率もその期間に概ね対応したものになることは明らかとするコメントがあった。

（２）方向性（案）

当委員会が平成 21 年 9 月 2 日に公表した、プロジェクト計画表（更新版）では、今後の進め方として本プロジェクトをステップ 1 とステップ 2 の 2 つに分け、ステップ 1 では未認識項目のオンバランス化（B/S のみ）を検討し（遅延認識は存続する。）、ステップ 2 において、国際的な会計基準の動向を踏まえ検討することとされた（8 月 19 日の第 56 回退職給付専門委員会での審議内容と同じ。）。これを踏まえると、〔論点 4-1〕の数理計算上の差異の取扱いはステップ 2 まで取り上げないことから、それまでの間、期待運用収益の取扱いは存続することが整合的である。

したがって、期待運用収益率の設定方法の明確化を求めるコメントを踏まえ、例えば現行の上記（１）の IAS 第 19 号の定めを参考に、「長期間」に対しての運用収益率として見積ることを会計基準の本文で（あるいは結論の背景や適用指針で考え方を）明示してはどうか。

なお、この記載は従来の考え方を改めるものではなく、取扱いの明確化にすぎないため、会計方針の変更にはあたらない。こうした点についても、結論の背景に記載することかどうか。

9/18 専門委員会では、期待運用収益率が超長期に対応するものであることを明示する結果、恣意的に高い率に設定され得ることへの懸念が複数示された。今後の文案の検討にあたっては、こうした懸念に対応するよう、慎重な期待運用収益率の設定が求められる旨の記載が必要である旨の意見が出された。

以 上

¹ 「投資する予定の資金」とは、既存の資産に係る収益の、再投資を意味する（SFAS 第 87 号 Appendix E E62）。

（参考１）国際的な会計基準との比較

IAS 第 19 号	SFAS 第 87 号	日本（退職給付実務指針）
106. 制度資産の期待収益は、期首における、関連する債務の全体の期間にわたる収益に関する市場の予測に基づく。制度資産の期待収益には、基金への実際の掛金の支払及び基金からの実際の給付の支払の結果として、期中に保有する制度資産の公正価値の変動を反映させる。	30. 制度資産の期待収益は、制度資産の長期期待運用収益率と制度資産の市場連動価値に基づいて決定されるものとする。・・・（以下略） 45. 制度資産の長期期待運用収益率は、予測給付債務に含まれる給付に備えるために投資したか、又は投資する予定の資金に期待される平均収益率を反映するものとする。この長期期待収益率を見積るに当たっては、基金において制度資産が稼得しつつある収益及び再投資に利用可能と予測する収益率に適切な考慮がなされるべきである。制度資産の長期期待運用収益率は、資産の期待収益を計算するために（資産の市場連動価値とともに）使用する。	12. 期待運用収益率とは、各事業年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率をいう。年金資産は、将来の退職給付の支払に充てるために積み立てられているものであり、期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して算定する。 19. 当年度の退職給付費用の計算に用いられる期待運用収益率は、前年度における運用収益の実績等に基づいて再検討し、当期損益に重要な影響があると認められる場合のほかは、見直さないことができる。

以 上

（参考２）論点整理に寄せられたコメント（抜粋）

【論点２】 年金資産及び期待運用収益の会計処理			
【論点２-１】 期待運用収益の取扱い			
検討の対象とすべき（１件）	この論点は国際的な会計基準の方向性がおおむね固まっていると考えられ、また、基準間に差異があるため、見直しの対象とすべき。		
期待運用収益は廃止すべき（２件）	- 期待運用収益率には恣意性が介在しやすいとの問題がある一方、これを採用すべき合理的根拠には乏しい。 - IASBのDPの指摘のように、期待運用収益率の設定において企業に恣意性を与えることになる。 - 特に株式運用の場合には、期待運用収益（見積り）と運用収益（実績）に大きな乖離が生じることが度々起きており、このような事態によって財務報告の信頼性を損なわれる懸念がある。		
期待運用収益を廃止すべきではない（１件）	- 期待運用収益の廃止は、退職給付費用のみを認識することによる企業負担の増加となることから、年金制度を支える企業にとっては、年金制度を維持すること自体を否定することに繋がりがねない恐れがあり、雇用形態を含む社会制度全般に影響を与えかねない問題になりうる。 - 会計的な観点からも年金資産の運用は将来給付される予定である年金債務をまかなうための必要不可欠な経済行為であり、債務に係る費用と当該負債をまかなうための運用益とセットで議論するのが経済行為を適切に反映する会計処理である。 - 期待運用収益に内在する主観性の問題は、寧ろ監査の問題である。更には、IASBのDP「金融商品の財務報告における複雑性の提言」において展開されている、客観性よりもレリバンスを重視するIASBの姿勢と矛盾するようにも見		

	受けられるため、期待運用収益を廃止する積極的な理由にはなりえない。 • 一方で、年金資産の利回りのボラティリティーは昨今非常に大きくなっており、より客観的かつ精緻な見積もりを行う方向性を検討することについては、異論はない。		
（廃止をしない場合）期待運用収益率の設定方法を会計基準で明示すべき（４件）	• IASB の DP の中で期待運用収益を廃止する案が示されているが、最終的な結論は流動的である。廃止される場合であっても、それが適用されるまでの間、期待運用収益率は長期間に対しての運用収益率として設定するものであることを明示することは有益である。 • 現行の基準では企業の主観により期待運用収益率を恣意的に選択することが可能であるため、企業の恣意性を排除できる期待運用収益率の設定方法を会計基準で明示すべき。 • 日本年金数理人会が公表している「退職給付会計に係る実務基準」第２節 2.3 に記載されているような、合理的な根拠に基づく市場や経済環境の予測等を基礎にした長期的な利率を用いることができるように、会計基準においても期待運用収益の設定に係るガイダンスなどを明示すべき。 • 具体的な規定としては、客観性の確保等の観点から、過去の各資産別の平均収益率に基づいて期待運用収益率を設定する方法など、米国会計基準の SFAS 第 87 号における規定に類似した基準を導入することが考えられる。 • 期待運用収益の取扱いを廃止しない場合にも、期末日における優良社債の市場利回り（＝割引率）を採用すれば、本件の大きな懸念事項となっている恣意性は排除できる。		